

件名	愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
主管課	保健スポーツ課	
根拠法令等		
【改正の概要】		
愛媛県硬式庭球場の廃止		
1	愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部改正 愛媛県硬式庭球場 削る。 愛媛県武道館 愛媛県立中央青年の家 愛媛県立南予青年の家 愛媛県立東予青年の家 愛媛県総合教育センター 愛媛県生涯学習センター	
2	県営体育施設使用料条例の一部改正（附則第2項） ・ 条例名の変更 「県営体育施設使用料条例」 「愛媛県武道館使用料条例」 ・ 県営体育施設 愛媛県硬式庭球場 削る。 愛媛県武道館	
施行日	平成15年11月1日	
【その他参考事項】 硬式庭球場は松山市に引継ぎ、平成15年11月1日から松山市営施設として開設予定。		